

はじめに

改正建築基準法による「シックハウス対策(平成15年7月1日施行)」に対する「当社の審査方法等」について以下に記述致します。

【シックハウス対策の概要】

ホルムアルデヒド発散量により建築仕上材の等級が決められており、(四つ星)、(三つ星)、(二つ星)の3種類に大別されています。四つ星を使用する室の建築仕上材は規制対象外となりますが、家具等からホルムアルデヒドが発散する事から「24時間機械換気設備の設置が義務付けられました。」

【換気設備計画の手順】

「換気計算(タイプ別)」を行う(尚、最大容積タイプの換気機器(風量)にて、他タイプも統一する場合は、最大容積タイプのみ換気計算で良い)

「換気方式(第1種・第2種・第3種)」を選定する

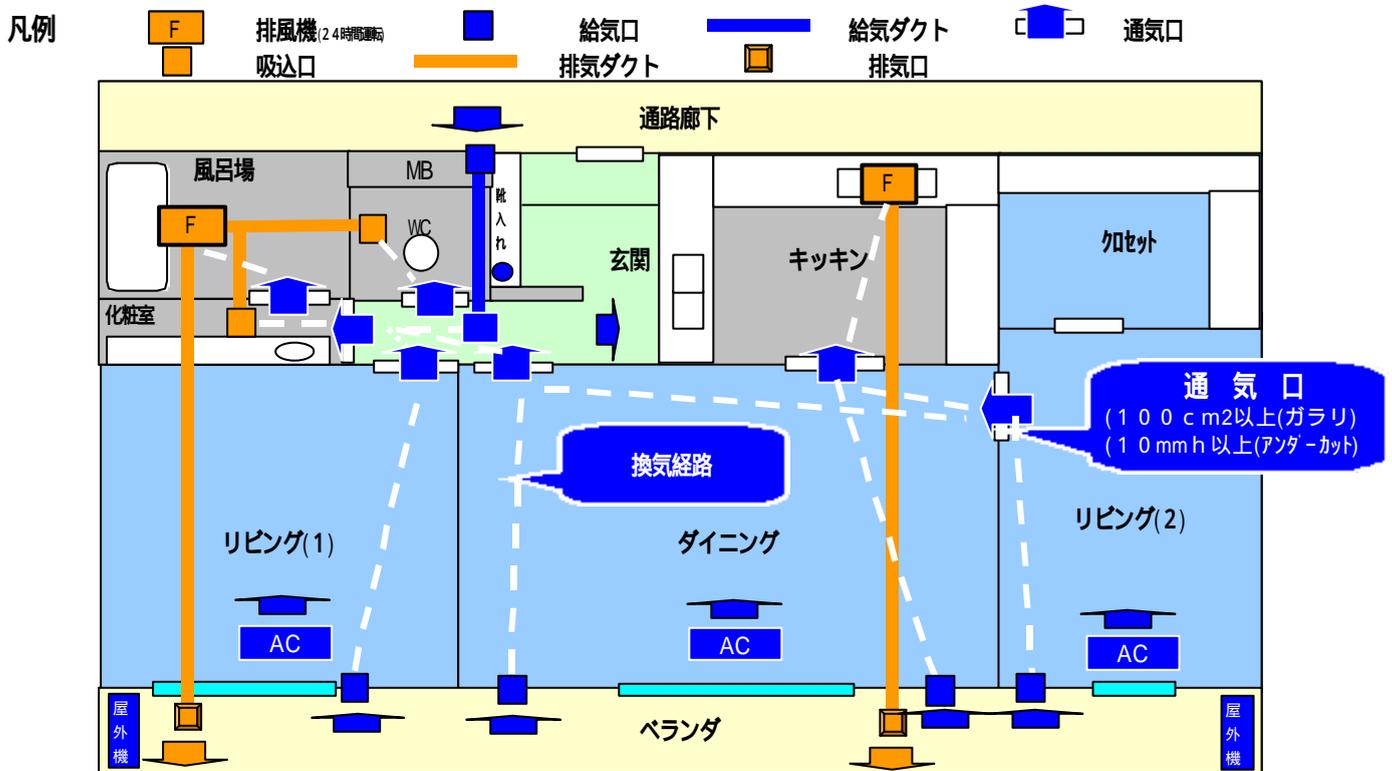
「建築平面図に換気経路(給気口・還気口・吸込口・排気口)及び換気機器・ダクトを明記する

換気設備(機器・ダクト・給気口・還気口・吸込口・排気口等)の寸法を明記する

「換気機器の静圧計算」を行う(風量/P-Q線図)

【換気設備計画図】

モデル住宅における「換気経路」を以下に示します。まず給気は、外壁又は廊下設置の給気口から、室内側に供給された後、各室出入ドア(ガラリ・アンダーカット)より還気し、風呂場・WC・洗面所等の排気口及びダクトを経由し排風機から、屋外に排気されます。



【シックハウス対策・機械換気設備計画概念図】

【検査】

換気設備の種類及びダクトの配置等が完了検査時に確認困難な場合は、「換気量測定書」「メーカーカタログ」「写真(撮影日・室名)」の提出が必要です

【留意事項】

給気口の構造及び取付位置は「防虫対策」及び「ドラフト対策」を考慮する

給気口と排気口との取付位置は極力離隔する「ショートサーキット防止対策」

居室と収納スペースを換気計画上一体型とする場合は「居室扱い」、非一体型は「天井裏扱い」とする
室容積に含むもの(玄関・廊下・階段・納戸・ウオークインクロゼット・便所・浴室・洗面所等)

室容積に含まないもの(天井裏・床下・押入・クロゼット・作り付け家具の内部等)

台所の局所換気を行う際は、強運転で「同時給排気」を行い、全般換気の際には、弱運転により、火気使用換気設備の給気口を止めて、「排気のみ」とする事が可能である場合は、全般換気に使用出来る

両引戸、両引襖・障子は通気が確保される為、「換気計画上一体」として扱うものとする

冷暖房空気を再利用出来る換気方式が望まし「省エネルギー対策」

既存建築物で5年経過した建築仕上げ材は「シックハウス対策規制免除」